



2022年5月20日

各 位

会 社 名 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
 代 表 者 名 取締役社長 グループCEO 原 典 之
 (コード番号 8725 東証プライム・名証プレミア)
 問 合 せ 先 広報・IR部 部長 松 浦 俊 嗣
 (TEL. 03-5117-0311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の第14期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の一部変更（第2条）

保険業法改正により保険持株会社において行うことができる業務の範囲が拡大されましたので、機動的に対応することを可能とするため、当社定款を変更するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供制度の導入（第17条）

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更定款案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更定款案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線が変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(目 的) 第2条 当社は、保険持株会社として、次の業務を行うことを目的とする。	(目 的) 第2条 当社は、保険持株会社として、次の業務を行うことを目的とする。
(1) 損害保険会社、生命保険会社、その他保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理	(1) 損害保険会社、生命保険会社、その他保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務
(2) その他前号の業務に付帯する業務	(2) 前号に定める業務のほか、保険業法により保険持株会社が行うことができる業務

<p><u>(株主総会参考書類等のみなし提供)</u></p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対し交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>1. 変更前定款第 17 条 (株主総会参考書類等のみなし提供) の削除及び変更後定款第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条 (株主総会参考書類等のみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	: 2022 年 6 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生日	: 2022 年 6 月 27 日 (予定)

以 上